

平成18年度会計に係る
定期監査の結果に関する報告書
(概要)

平成19年11月21日

島根県監査委員

一般会計及び特別会計

平成 18 年度の一般会計及び特別会計に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について実施した定期監査の概要は次のとおりである。

1 監査の実施

監査を実施した機関数は次のとおりである。

区 分	監査対象機関数	監査実施機関数
本 庁 等	7 6	7 6
地 方 機 関	1 4 7	7 1
計	2 2 3	1 4 7

2 監査の結果

(1) 監査結果の概要

監査の結果、おおむね適正に処理されていたが、是正、改善を要する事項は下表のとおりである。

これらの事項については、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

定期監査の結果、速やかに是正又は改善を要する事項で、公表することが相当と認められる指摘事項は 35 件あり、契約関係が 20 件と最も多かった。

指摘事項以外のもので該当所属に対し文書により是正を求める指示事項は 616 件で、支出関係が 185 件、収入関係が 158 件、契約関係が 149 件となっている。

なお、昨年度と比べると指摘事項は 4 件の減であり、指示事項は 206 件の減であった。

指示事項について、特に契約関係と財産関係が大きく減少した。

（単位：件）

区 分	予算関係	収入関係	支出関係	契約関係	工事関係	財産関係	その他	合 計
指 摘	0 (1)	5 (5)	9 (6)	20 (22)	0 (0)	1 (5)	0 (0)	35 (39)
指 示	0 (0)	158 (157)	185 (190)	149 (264)	16 (21)	107 (189)	1 (1)	616 (822)
合 計	0 (1)	163 (162)	194 (196)	169 (286)	16 (21)	108 (194)	1 (1)	651 (861)

注) ()内は、昨年度の件数であり、工事関係については本年度の監査結果処理区分に基づき置き換えて記載している。

次に、「団体等に継続的に支出する会費及び会費的負担金」については、平成 16 年度会計から平成 18 年度会計における支出状況の監査を行ってきたが、その概要は 4 ページから記載しているとおりである。

(2) 指摘事項

指摘事項の内容は次のとおりであった。

区 分	指 摘 事 項 の 内 容
収入関係 (5件)	<p>平成 18 年度収入未済分について、収入調定の取消事由がないにもかかわらず調定を取消し、平成 19 年度の収入として改めて調定されたものが 1 件あった。(総務部)</p> <p>使用料収入の領収証書について、金額の訂正はできないにもかかわらず、金額を訂正して発行されたものが 1 件あった。(土木部)</p> <p>書き損じた領収証書について、本書、控えともに領収証書綴りに残しておくこととされているにもかかわらず、本書が残されていないものが 2 件あった。(健康福祉部、土木部)</p> <p>債権管理について、適正な債権管理簿が作成されていないものが 1 件あった。(教育委員会)</p>
支出関係 (9件)	<p>物品の購入について、執行伺の手続が行われずに支出負担行為兼支出命令票のみで支出されたものが 1 件あった。 (農林水産部)</p> <p>赴任旅費について、旅行命令が発令されないままに支出負担行為兼支出命令票のみで支出されていたものが 4 件あった。 (教育委員会)</p> <p>使用料の支出について、支払期限後に支払ったため延滞金が発生したものが 2 件あった。(土木部)</p> <p>斡旋された宿泊施設に宿泊する旅行において、宿泊料定額を超えない場合は実費支給すべきであるにもかかわらず、定額支給されていたものが 1 件あった。(教育委員会)</p> <p>謝金の支払いについて、1 日当たりの単価とすべきところを、1 回当たりの単価として算定し、2 日分の謝金が支出されていたものが 1 件あった。(土木部)</p>
契約関係 (20件)	<p>工事請負契約等において、予定価格調書の作成を省略することができないにもかかわらず、作成されていなかったものが 4 件あった。(政策企画局、総務部 2、健康福祉部)</p> <p>工事請負契約において、法令の規定により契約書を作成しなければならないにもかかわらず作成されず、請書又は見積書により執行していたものが 7 件あった。 (総務部、健康福祉部、教育委員会 4、公安委員会)</p> <p>産業廃棄物の収集運搬及び処分業務委託契約において、法令の規定により契約書を作成しなければならないにもかかわらず、作成されず、産業廃棄物管理票の交付もされていないものが 2 件あった。(総務部、環境生活部)</p>

	<p>パソコンの廃棄処分に係る業務委託契約において、産業廃棄物の収集運搬及び処分業の両方の許可を受けている業者に委託すべきであるにもかかわらず、収集運搬業の許可のみを受けている業者に委託していたものが1件あった。(農林水産部)</p> <p>備品購入契約等において、請書を徴していなかったものが4件あった。(土木部2、教育委員会、公安委員会)</p> <p>印刷請負契約で、契約保証金を徴することとしていたにもかかわらず、徴していないものが1件あった。(総務部)</p> <p>事務所賃貸契約で、賃借期間が延長されたにもかかわらず、変更契約が締結されていないものが1件あった。(公安委員会)</p>
財産関係 (1件)	<p>廃止した公印について、島根県公印規程等に基づく必要な手続がされていないものが1件あった。(農林水産部)</p>
合計	35件

(3) 団体等に継続的に支出する会費及び会費的負担金（継続監査）

監査の目的

今年度の監査は、平成16年度会計から平成18年度会計までの3年間の会費の支出状況及び見直し状況を明らかにするとともに、改善意見をまとめ、今後の適切な会費の支出に資するため実施した。

監査の実施方法

今年度の監査は、定期監査実施機関について実地監査、その他の機関については書面監査により実施した。

監査対象機関

平成19年4月1日現在の本庁等及び地方機関の全機関（全機関223機関：本庁等76機関、地方機関147機関）を対象に実施した。

監査結果の概要

ア 平成16年度から平成18年度までの会費の支出状況

平成16年度から平成18年度までの会費の支出状況は、次表のとおりである。

平成18年度は平成16年度に比べ、113件（18.6%）、9,438,265円（8.6%）の減となっている。

会費の支出状況

（単位：件・円）

実施機関	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成18年 - 平成16年度	
	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額
本庁等	310	101,520,365	290	99,232,519	273	92,840,790	37 (11.9%)	8,679,575 (8.5%)
地方機関	296	8,661,345	282	8,508,015	220	7,902,655	76 (25.7%)	758,690 (8.8%)
計	606	110,181,710	572	107,740,534	493	100,743,445	113 (18.6%)	9,438,265 (8.6%)

イ 平成16年度から平成18年度までの会費の実質的な削減状況

次表は、平成17年度及び平成18年度の新規支出分及び増額分を控除したものである。

平成18年度は平成16年度に比べ、132件（21.8%）、17,256,765円（15.7%）の減となっている。

会費の実質的な削減状況

(単位：件・円・%)

実施機関	平成17年度 - 平成16年度		平成18年度 - 平成17年度		平成18年度 - 平成16年度	
	件数	支出金額	件数	支出金額	件数	支出金額
本庁等	23 (7.4%)	8,038,846 (7.9%)	20 (6.9%)	8,255,729 (8.3%)	43 (13.9%)	16,294,575 (16.1%)
地方機関	21 (7.1%)	275,330 (3.2%)	68 (24.1%)	686,860 (8.1%)	89 (30.1%)	962,190 (11.1%)
計	44 (7.3%)	8,314,176 (7.5%)	88 (15.4%)	8,942,589 (8.3%)	132 (21.8%)	17,256,765 (15.7%)

組織及び運営の合理化に資するための意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づく、組織及び運営の合理化に資するための意見は以下のとおりであり、今後の運営に当たり留意をするとともに改善措置について検討されたい。

会費の徹底した見直しについて（各部主管課、各機関）

会費について、3年間にわたり見直しが行われた結果、平成18年度は平成16年度と比較して、113件、943万円余の減、実質的には132件、1,725万円余の削減が図られたところであるが、各機関にあっては今後とも本県の財政改革の必要性を十分認識し、社会状況の変化に即応して、不断の見直しが必要である。

については、各機関にあっては、次の見直しの視点を踏まえ、その団体等への継続加入の必要性及び会費負担額の妥当性等について、引き続き徹底した見直しに努められたい。

また、各部主管課にあっては、会費の見直し状況を的確に把握の上、今後の適正な会費の支出について、積極的に指導、調整に努められたい。

【見直しの視点】

- ア 納付先の各種団体等の活動は適切に行われているか。
- イ 会費の支出額に見合う反対給付の内容は十分か。
- ウ 会費の支出額に見合う効果は発揮されているか。
- エ 団体等へ加入を継続しなければ、特段、支障が生ずるものなのか。
- オ 同一団体に県の複数の機関（部局）が加入しているものもあるが、加入機関（部局）の統合化（一本化）を図るべきものはないか。
- カ 会費の負担額、負担率の定め方は適切か。
- キ 支出科目が不適当なものはないか。

企業会計

平成 18 年度の企業会計に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について実施した定期監査の概要は次のとおりである。

1 監査の実施

監査を実施した機関は次のとおりである。

監査実施機関	監査対象事業
中央病院	病院事業会計
湖陵病院	
企業局本局	電気事業会計 工業用水道事業会計 水道事業会計 宅地造成事業会計
企業局東部事務所	
企業局西部事務所	

2 監査の結果

(1) 監査結果の概要

監査の結果、おおむね適正に処理されていたが、是正、改善を要する事項は下表のとおりである。

これらの事項については、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

(単位：件)

処理区分	収入	支出	契約	財産	合計
指 摘	0 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (4)	1 (5)
指 示	8 (6)	3 (5)	2 (4)	1 (5)	14 (20)
合 計	8 (7)	3 (5)	3 (4)	1 (9)	15 (25)

注)()内の数は、昨年度の件数である。

(2) 指摘事項

区 分	指 摘 事 項 の 内 容
契約関係 (1件)	工事請負契約において、法令の規定により契約書を作成しなければならないにもかかわらず作成されず、見積書により執行しているものが1件あった。
合 計	1件